

国及び地方公共団体における公衆衛生医師の育成について

【国立保健医療科学院】

- ・ 専門課程Ⅰ【1年間・定員20名】

広い視野に立って公衆衛生学に関する精深な知識、技術、技能を授け、公衆衛生分野におけるリーダーとなるために必要な高度な能力を養うことを目的としている。保健所長の資格要件を定めた地域保健法施行令第4条第2号に相当し、修了者にはMPH (Master of Public Health) が授与される。

- ・ 各種短期研修（受講資格に医師が明記されているもの）

特定研修 臨床研修指導医（保健所）養成コース

【年1回・4日間・定員50名】

特別課程 生活習慣病対策コース 【年1回・15日間・定員20名】

特定研修 エイズ対策研修(基礎) 【年1回・5日間・定員180名】

特定研修 エイズ対策研修(応用1) 【年1回・5日間・定員40名】

特定研修 エイズ対策研修(応用2) 【年1回・5日間・定員40名】

【厚生労働省】

- ・ 健康危機管理保健所長等研修会【年4回・3日間・定員各100名】

平成13年度から、保健所長を対象とした健康危機管理研修会を記載している。内容は感染症、原子力災害、自然災害、化学災害、NBCテロ等に関する講義と、実際にシミュレーションにて判断する図上演習を行っている。

- ・ 地域保健法関連研修（(財)日本公衆衛生協会（厚生労働省委託））

保健所管理能力育成研修【年4回（ブロック毎）・3日間・定員各35名】

保健所における管理機能についての基本と実践的課題を認識し、保健所業務全体の進行管理・マネジメントに必要な能力及び判断力の向上を図る。

地域保健情報処理研修【年2回・前期3日間・後期2日間・定員各35名】

「科学的根拠に基づいた地域保健の推進」のために、地域における情報を正しく把握、解析し、「健康日本21」地方計画等新しい施策の展開に対応できる能力を確立する。

【地方公共団体】

第9回保健所長の職務の在り方に関する検討会 参考資料5より抜粋

保健所に勤務する医師の育成のために、どのようなことを行っていますか。
あるいは、どのようなことを計画していますか。

ア. 研修の機会を保証	→ 66.1% (84/127団体)
イ. 調査研究(学会参加)の機会を保証	→ 44.9% (57/127団体)
ウ. 医師の複数配置	→ 49.6% (63/127団体)
エ. ジョブ・ローテーション	→ 24.4% (31/127団体)
オ. 年齢を考えた計画的な採用	→ 16.5% (21/127団体)
カ. 医師の研修要綱を策定	→ 6.3% (8/127団体)
キ. 国立保健医療科学院専門課程での技能の修得	→ 39.4% (50/127団体)
ク. 特にしていない	→ 11.8% (15/127団体)
ケ. その他	→ 10.2% (13/127団体)
無回答	→ 0.8% (1/127団体)

(その他)

- ・「保健所マニュアル」を作成
- ・厚生労働省、国立感染症研究所、結核研究所への派遣
- ・保健所医師については、業務の必要性に応じて研修の機会を確保している。
- ・毎年、健康危機管理保健所長等研修会(厚生労働省主催)及び公衆衛生分野の研修会に派遣を行っている。また、この他管理研修会にも派遣している。
- ・ウ、オ、キ等が今後必要と考えている。
- ・課長級以上の医師については、区議会の常任委員会及び予算、決算特別委員会において答弁の機会を持たされるので、議会対策についての勉強会を事務系管理職も交えて実施している。
- ・特別区(23区)の研修事業(行政、専門) ・区主催の研修(行政) ・都道府県の保健所長会主催の研修 ・保健医学学会 ・日本公衆衛生学会への出席 ・配置 3名配置(保健所長(部長級)、保健予防課長(課長級)、保健予防課主査(係長級))
- ・保健所による若手医師研修の場設定
- ・都道府県が実施する医師育成事業
- ・所内業務研究会(発表会)を設置し、医師をはじめ他職種に公衆衛生業務の広さと課題を理解してもらっている。